

京都帝國大學法學大

經濟論叢

第六卷 第四號

大正七年四月一日發行

論說

『座』ノ研究(再ビ).....

農會瑣言.....

京都ニ於ケル舊時ノ塩屋仲間.....

營業稅ノ課稅標準(二)迄.....

Unto this Lastヲ讀ム(二)迄.....

職工組合論(二).....

我國^{ニ於ケル}營利心ノ起源及發達(三).....

時事問題

米國禁輸問題ノ解剖.....

勸業及農工銀行ノ合併ニ就テ.....

雜錄

大阪市ニ於ケル窮民ノ家計(一).....

續獨逸經濟學界近況(二).....

物價ト割引歩合トノ平行.....

米國ノ戰時海運政策(二)迄.....

米國ノ戰時租稅法(二).....

帝國統一後ノ獨逸ノ植民の活動(上).....

文學博士

法學博士

法學士

法學博士

法學博士

法學士

文學士

法學博士

法學博士

法學博士

文學士

法學士

文學士

文學士

法學士

在米

三浦周行

財部靜治

本庄榮治郎

神戸正雄

河上肇

河田嗣郎

銅直勇

神戸正雄

戸田海市

法學博士

文學士

法學士

文學士

文學士

法學士

在米

山本美越乃

營業稅ノ課稅標準 (二二完)

神戸 正雄

第二段 營業稅課稅標準トシテ賃貸價格ノ提唱

第一 賃貸價格提唱ノ理由

上説ノ如ク從來營業稅ノ課稅標準トシテ選マレタルモノハ凡ヘテ駄目、收益主義モ外形の標準主義モ混合主義モ不満足トスレバ何ウニモ仕様ノナイコトニナル。其處デ予ハ之ニツキ大ニ苦心シタガ、結局日本ノ具體的情勢ヲモ考慮シテ外形の標準ノ一タル賃貸價格ヲ選ンデ之ヲ凡ヘテノ營業稅ノ唯一標準トシヤウト思フ(註二六)。其理由ハ左ノ通り

(註二六) 前ニ外形の標準ヲ否定シツツ茲ニ又外形の標準ヲ復活スルハ矛盾スルガ如クテアルガ、前説セルモノハ諸多ノ外形の標準ヲ結合シタル處ニ特別ナル缺點ヲモツ。敢テ其ヲ否定シツツ此ヲ肯定スルモ妨ゲアルマイ。

又既ニ營業稅ニ於テ收益主義ニ依ルコトヲ敢テセヌ程ナラバ、所得稅ニテモ營業ニ關スル分ハ不確定デアルカラ其ニモ拘ラズ所得稅ヲ行フハ不可トモ考エラルガ、所得稅カライヘバ營業所得ハ全體ノ中ノ一部ニ止マルカラ、其ガ不完全也トテ忍ブノ外ハナイ。多少ノ缺點アリトテ所得稅ノ租稅體系中ノ重要地位ニ稽ヘテ之ヲ廢スル譯ニ往カヌ。

(一) 課稅便宜——營業用建物ノ賃貸價格ハ最外形のデ、外形の標準中ノ特ニ外形のナルモノデア

リ、之ヲ決定スルコトハ營業稅ノ行ハルル程ノ地域デハ洵ニ容易デアル。適々建物賃賃ノ行ハレサル地方アリトモ其賃賃價格ヲ外部ヨリ評定スルコト亦左シテ困難デナイ。齊シク外形の標準デモ資本金額使用人數原料製品類賣上金額等ニナルト到底完全ニ捕捉スルヲ得ナイ。然ルニ此賃賃價格ダケハ最公然タルモノデ隱匿虛偽申告ノ行ハルル餘地ナク、帳簿検査其他ノ煩累ガナクテ済ム。稅務行政モ之デ簡單ニナルガ、夫ノ其等ノ煩累ノ伴フ場合ノ如クニハ產業ヲ壓迫シ道義ヲ紊スコトモ之ナキヲ得ル(註二七)。

(註二七) 家屋稅ノ理由トシテ其賦課ノ便利及容易ガ學ゲラルル⁵¹⁾ノハ移シテ營業稅ニ於ケル賃賃價格標準ノ理由トスルニ足ル。

(二) 公平課稅——營業稅ハ收益稅トシテ出來ルナラバ純收益ニ比例スルコトガ望マシイガ、此希望ハ賃賃價格標準デハ十分ニ充タサレナイ。唯ダ大體ニ於テ之ヲ充タスニ止マル、營業ノ種類ニヨリ又同種營業ニテモ各企業ニヨリ收益ト賃賃價格トノ割合ニ不同アルヲ免レザルコトハ前(註二八)ニモ述ヘタ所ノ如クデアル。併シ此ノ近接比例トイフコトハ獨リ營業稅ノミデナク地租ノ如キニテモ同様デ、又凡ベテ收益稅ハ此近接比例デ満足シテ良イ。收益稅デハ假令其稅ガ各箇收益ニ完全比例トナツテモ、其課稅物件ガ既ニ人ノ全所得デナイカラ、眞ニ各人ノ人的給付能力ニ對シテ完全比例ヲ得テ居ルコトハ出來ナイ(註二九)デアルカラ此ニ在テハ他ノ諸多ノ弊害ヲ犠牲ニシテマ

51) Bastable, l. c. p. 443.

デモ此收益ニ對スル完全又ハ精密比例ニノミ苦心スルニ及バヌ。其近接比例ニ止マルガ爲メニ不公平ヲ生ズルダケデハ又ハ之ニヨリ漏レタル給付能力ノ生ズルダケデハ、主トシテ所得税ニヨリ更ニ諸多ノ交通税消費税ニテ平準シ捕捉スルコトヲ得ルシ又之ヲ要スル(註三〇)。隨フテハ營業税ハ本來モ亦此課税方法ヨリシテモ主要税タルコトハ出來ズシテ、單ニ補助税(註三一)タルヘキモノトイハナケレバナラス。

(註二八) 註一七、註一八參照

(註二九) せりぐまん曰ク營業税ハ營業ヲ營業トシテノ上ニ課スルモノデ營業ノ所有者ノ上ニ課スルモノデナイト。⁽⁵²⁾

(註三〇) わぐな一曰ク同業組合制時代ニ於ケル手工工業ノ營業税ニテハ各納税義務者ノ簡人的經濟地位ハ爾ク大ニ異ラナカツタ。——此ハ單純ナル階級地租階級營業税ガ容易ニ考察スルヲ得タモノデアアル。——然ルニ今ヤ時世ガ變遷シテ——各種營業ノ各個ノ經濟ノ收益ヲ分化シタ。此ニ物税ガ十分ニ追隨スルコトヲ得ヌ。此故ニ其代用トシテ又ハ少クトモ補充トシテ人税が必要トナルト。⁽⁵³⁾

(註三一) むるはるごハ到ル處人が營業税ヲ唯タ補助税トシテ利用シタルヲ見ルトイフガ、あだむすハ營業税ヲ以テ收入制度ノ重要ナル支柱ト爲ス。⁽⁵⁴⁾

(三) 利用厚生——斯ノ如ク營業税ガ收益其モノニ依ラズ建物ノ賃貸價格ニヨリテ課税サルルノ結果ハ各營業者ヲシテ出來ルダケ小場所小價格ノ處ニテ出來ルダケ多大ノ收益ヲ擧ゲルコトヲ努メシムルコトトナル。洵ニ此ハ社會全體上望マシキコトデアアル。同種營業中ニテ他ノ同業者ヨリモ一層多ク屋賃ヲ拂フコトニヨリ一層多大ナル營業税ヲ負フコトトナルトモ、其ハ自業自得之ヲ

52) Seligman, Essays in taxation. 8 ed. p. 327.

53) Wagner, a. a. O. S. 544.

54) Murhard, a. a. O. S. 389. Adams, l. c. p. 386.

特ニ保護スルニ及バヌ。同業者ノ間ニ負擔ノ不公平ヲ生ジテ競争條件ヲ不均一トスルノ非難モアラウガ、營業場ノ如キ伸縮ノ餘地アルモノニ就イテハ營業者ノ努力次第デ、適當ニ調節セラルルコトヲ得ル。其ヲ等閑ニシテ爲メニ過大ノ負擔ヲ爲ストモ、其ハ其人ノ自業自得デアル。異種營業者間ニナルト營業ノ性質上場所ヲ多ク要シ又ハ高價ナル場所ヲ要スルコトモアツテ、其ノ然ラザル者トノ間ニ不公平トイフ非難ヲ辭スルコトハ出來ヌガ、兎モ角此間ニハ競争ノナイコト故怒スルニ足ル。不公平負擔ヲ生シ隨テ漏レタル給付能力ノ發生スルダケデハ、前項ニイヘルガ如ク他ノ諸税ニヨツテ匡正サルル。

(四) 負擔輕易——營業税ガ營業收益賣上金額等ニ依ルコトトナルト、其ガ時々ノ事情ニヨリ又企業者ノ力次第デ租税ガ増減スルコトニナルカラ、餘程人税的ニナルガ、賃賃價格ニ依ルコトニナレバ其營業場ノ物上負擔トナリテ(註三二)其ノ物税タルノ特色ガ一層良ク發揮セラレ(註三三)、營業者ノ負擔ガ輕易ニ感セラルルヲ得ルコトトナル。各營業者ハ此營業場デ營業スル以上ハ此レ丈ケハ税ヲ負フヘキモノト豫算シテカカリ、其堪エラルルダケニテ其處デ營業スルコトトナルカラ、時々變動スル所ノ税ヨリハ割合ニ輕易ニ感ズルコトトナル。負擔ノ公平ニ於テ多少不満足ナル此税モ此處ニ宥恕ノ理由ヲ見出シ得ル。

(註三二) ちつしあーとハ曰ク收益税體系ニ於ル所謂物税ニテハ租税ガ物上負擔トナルノ傾テ有スト⁽⁵⁵⁾

(註三三) こゝにハ純然タル收益及物税ノ範圍内ニテハ佛國ノ營業税ノ外形的標準ニヨルノ(ガ相對的ニ成功シタル解決也トイフガ、貸賃價格ニモルノ營業税ハ一層然リトイフコトヲ得ル。

(五) 收入豊富及其屈伸力——此貸賃價格ヲ標準トスル營業税ヲ行フニ於テ其收入ガ過小トナリハセスカ收入ノ屈伸力ヲ失ヒハセスカトイフ心配モアラウガ、ソシナ心配ハナイ。其ニヨツテ十分ノ收入ヲ得ラルル見込ガアリ、單一標準ニ依ルガ故ニ必要ニ應ジテ税率ヲ増減スルコトハ少クトモ多數標準ヲ用ユル場合ヨリモ容易デアル。貸賃價格モ時勢ノ進歩ニ從ヒ増加シツツアルカラ、之ニヨル營業税ノ收入額ハ大體益々増加ノ一方デアル。假リニ今日本ニテ之ヲ採用スルトシテ現在ノ收額ハ貸賃價格ノ約四分一率ニテ十分デアリ(註三四)、過去十年間ノ實蹟カラ推スト現行ノ多數標準ニ依ルヨリモ賃賃價格ノミニ依ル方ガ收入ノ一層ノ増進ヲ見ルヲ得ベキヲ思ハシムル(註三五)

(註三四) 現ニ建物賃賃價格ヲ標準トスル營業十四種ノ賃賃價格ハ七三、三四三、九五八圓テ(大正五年度)、其他ノ十二種營業ノ賃賃價格ヲ收稅價格ヨリ類推スレバ約一〇、〇〇〇、〇〇〇圓トナル。此計八千三百萬圓ヨリ現收額二千二百萬圓ヲ得ルニハ略ホ四分一率ニテ足ル勘定トナル。

(註三五)

	營業税收額		建物賃賃價格	
	金額(圓)	比率	金額(圓)	比率
明治四十年	10,750,000	100	10,750,000	100
同 四十一年	12,100,000	112	12,100,000	112
同 四十二年	13,500,000	125	13,500,000	125
同 四十三年	14,900,000	138	14,900,000	138
同 四十四年	16,300,000	151	16,300,000	151

56) Cohn, System d. Fw. S. 395.

57) 主稅局四十三回統計年報書

58) 同上並三十七回統計年報書

大正元年	二六、七〇七、三六七	一五五	七六、〇九〇、四四五	一四四
同二年	二七、八三三、四三三	一三三	八一、二九八、四〇七	一四三
同三年	二八、九六五、八四六	一六六	八二、八三三、八〇八	一四三
同四年	二九、〇三三、四六六	一〇四	八三、九〇四、五九六	一四三
同五年	二九、四四八、八八	一〇九	八四、〇四八、九八八	一四三

(六)他税トノ關係——特ニ我邦ニテハ國税トシテ家屋税ノナキコトデアルカラ、尙更ラ建物賃賃價格ヲ價準トスル營業税ヲ薦ムルノ理由ガアル(註三六)。之ニヨリ家屋税ノ一部ヲ行フコトニモナル。勿論家屋税ハ家屋所有主ニ其家屋收益ニツキ課税スルモノデアリ、營業税ニテ家屋ヲ標準トシテモ其ハ家屋ノ使用者ニ課スルコトナリ其性質ヲ異ニスルケレトモ、實際ニハ家屋税ノ税額ハ少クトモ一部ハ又ハ出來ルダケ多ク家主ヨリ借屋人ニ轉嫁スルコトガ努メラレ、營業家屋ナレバ營業者ノ負擔ニナル可能アルモノデアルカラ、營業税ニテ家屋ヲ標準トスルコトガ家屋税ノ一部ヲ實行スルコトニナル。

(註三六) 勿論此理由ハ日本ニ家屋税ガ作ラルルコトニナレバ無用トナルモノデアアル。尤モ一旦營業用建物ニ營業税ガ課セラ
ルルコトニナレバ、其上少クトモ此種ノ建物ニ對シテハ、家屋税無用トイフコトモイヘル。匿名政治家ハ曰ク、營業用建物
ノ課税ヲ家屋税ノ中ニテ課スルコトガ簡單デナイトキハ、假令之ニツキ原則ガ可ナリ大ナル變形ヲ要スルトモ營業税ノ中ニ
入ルルコトヲ得ルデアラウト、あいぜんはるま曰ク、營業用建物ハ營業ニ放下サレタル資本ニ關スル。此ガ其利ヲ營業
利得ノ中ニ産ミ出シ、隨フテ既ニ營業税ヨリ課セラレタモノデアアル。此建物ニ對スル課税(家屋税)ハ同一財産元本ノ二重課
税ヲ意味スルト。⁵⁹⁾

屋稅ニ關スル發達ハ賦課標準トシテ其價值ヲ探ルコト又ハ出來ルナラバ其年收ヲ探ルコトニアルト、ふいすちんぐハ曰ク家屋稅ニテハ屋賃收益ガ自用建物及建物部ニモ標準タラサルヘカラサル唯一ノ基礎デアルト、そごふすき⁶⁰⁾ハ曰ク收益ガ建物ノ價值決定ニツキ通例利用サルル——收益ノ外ニ地位、生産費、賣價等ヲモ確知シテ之ニヨリ價值ヲ決定スルノ原則ガ行ハルルト⁶⁰⁾

其二 本提唱ニ依ル課稅ノ構造

既ニ賃貸價格ヲ標準トシテ營業稅ヲ設ケ又ハ之ヲ改ムルトシテ、其構造上是非トモ解決シ置クヘキハ第一ニ

(一) 其賃貸價格ハ實際ノカ評定ノカ——トイフコトデアルガ、此ハ矢張り現代デハ一應義務者ヲシテ實際ノ其ヲ申告セシメ更ニ之ヲ委員會ニテ一定ノ標準ニ從ヒ及他ノ義務者ノヲモ參酌シテ之ヲ適當公平ニ修正決定セシムルヲ選ブベシトスル。箇人ノ申告ヲ排除スルコトハ不適當デアルガ、去リトテ箇人間ノ特別關係ニヨル價值決定ノミニ依テハ公平ニ適ハス。次ニ

(二) 其建物ノ直接營業用ノ部分ノ賃貸價格トスルカ間接ノ分ヲモ含メルカ——デアアルガ、是ニツキテハ由來營業者ノ間ニハ直接ノ分ノミニ限定セヨトイフ要求ガ多イ。併シ其レデハ取締ガ困難デ仕様ガナイ。營業場ト同一構内ニアル以上ハ、全然營業ニ關係ナシトイフ確證ナキ限り原則トシテハ營業用ト見做シテ課稅標準トスルノ外ハナイ。ソレデハ特ニ田舎町ナドニハ往々アル如ク、大キナ家屋ノ中ニテ小サナ營業ヲ爲スコトガアル。其ニハ過重負擔トナルトイフガ、其ノ大

60) Bastable, l. c. p. 447. Fuisting, a. a. O. S. 380 Sodoffsky, Die kommunalen Gebäudeund Grundsteuern. S. 26.

ナル建物ノ中ニテ營マルルダケ其店ノ信用ガ小建物ノ中ニ營マルルヨリモ大ナルコトヲ得、收益モ自然大ナルコトガ出來ル譯デ、其デ埋合セハ多少附イテ居ル。其ノ堪エラレナイダケデハ別ノ處ニ小サナ建物ノ中ニテ營ムコトニスレバ良イ。或一人ダケデナク凡ヘテノ營業者ガ皆ナ此主義デ課稅サルナラバ別ニオ互ノ間ニ不公平ハナイ譯デ、其ニテ過重負擔トナルダケハ自然ノ調節ガ段々行ハレテカラニ遂ニ過重デナイコトニナル。第三ニ

(三)凡ヘテノ營業者ニ課スルカ一定最小限以上ノモノニ限ルカ——ニツイテハ一定最小限以上ノ賃貸價格ノ建物ヲ使用スル營業ニ課スルコトトスヘキデアル(註三七)。其ハ一方農業者ニ向テ地租ノ外ニ營業稅ヲ課セザル理由ガ其大多數ガ小規模ナルモノデ之ヲ負フノ餘力ナキニ存スル以上、商工業ノ方ニテ餘リ小ナルモノハ營業稅ヲ免除スルヲ至當トスルノト、他方賃貸價格ニ依ル課稅ガ大體大營業者ヲ有利トシ小營業者ヲ不利トスル傾アルノト(註三八)ニ因ル。

(註三七) しえふれーハ營業稅ヲ中及大營業ノ稅トスルコトヲ薦ムル。ろつしあーモ亦營業利得ノ頗ル小ナルモノハ寧ロ免稅スベキデアルトイフ。⁶¹⁾

(註三八) 註二一參照

(四)稅率——ハ公平ノ上ヨリハ累進トスルヲ至當トスル。大收益ヲ舉グル營業者ハ小收益ヲ舉グル者ニ比シ割合ニ小屋賃ノ建物ヲ利用スルヲ例トスルカラデアル。併シ賦課徵收ノ簡易ノ爲メニハ比例ガ勝ル。此ニ累進ト比例トハ一長一短アリデ、營業稅ニ於テハ所得稅ノ如ク本質上累進ヲ

61) Roscher, a. a. O. S. 506. Schäffle, a. a. O. S. 185.

探ルヲ要スルモノト異リ、必スシモ累進ヲ探ラナケレバナラヌトイフコトハナイ。

結 論

以上要之營業税ノ課税標準如何ハ古クヨリノ難問デ、我邦ニテモ苦情ノ種デアルガ、數多外形の標準ノ結合ニ依ルノモ收益ニ依ルノモ阿者ノ混合ニ依ルノモ孰レモ不満足デアル。却ツテ使用建物ノ賃貸價格ニ依ルノガ最簡單デ、産業及道義ヲ壓迫セズ且ツ諸他ノ利益ヲモ有ツ。多少公平ニ反スル嫌ハアルガ、之ヲ辯護シ宥恕スルダケノ理由モアル。特ニ此ガ日本ノ事情ニハ適切ナル所以ノモノモアル。予ハ敢テ之ヲ勸ムル。學者ハ動モスレバ營業税ニツキ純收益主義又ハ所得主義ニ向フノガ大勢トモイフガ(註三九)、成程其ガ理想デハアルガ、營業税ニハ少シク特別ノ事情ガアルヤウデアル。特ニ日本ノ實業界ノ狀勢ニハ何ウモ其理想ニ進ミ兼テモノガアル。賃貸價格標準トイヘバ如何ニモ此税ニアツテハ復古的退却的(註四〇)ノヤウデハアルガ、適實ナル以上ハ復古退却亦タ已ムヲ得ナイ。

(註三九) ふいすちんぐハ曰ク收益ノ基礎ニ於ケル普魯西ノ營業税ハ最大ノ進歩ヲ成スト。⁶²⁾

(註四〇) ニームハ曰ク營業税ハ始メニハ利用サレタル場處ノ賃貸價格ニ基キタルモノデアルト。⁶³⁾ 蓋シ佛蘭西ノ一七九一年ノ其ヲ指スノデアル。

62) Fuisting, a. a. O. S. 338.

63) Cohn, a. a. O. S. 393.